



介護予防のための 「総合事業」が

安城市では、4月から介護予防のための「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を介護保険事業として始めます。この事業は、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスが利用できます。また、これまで介護保険の給

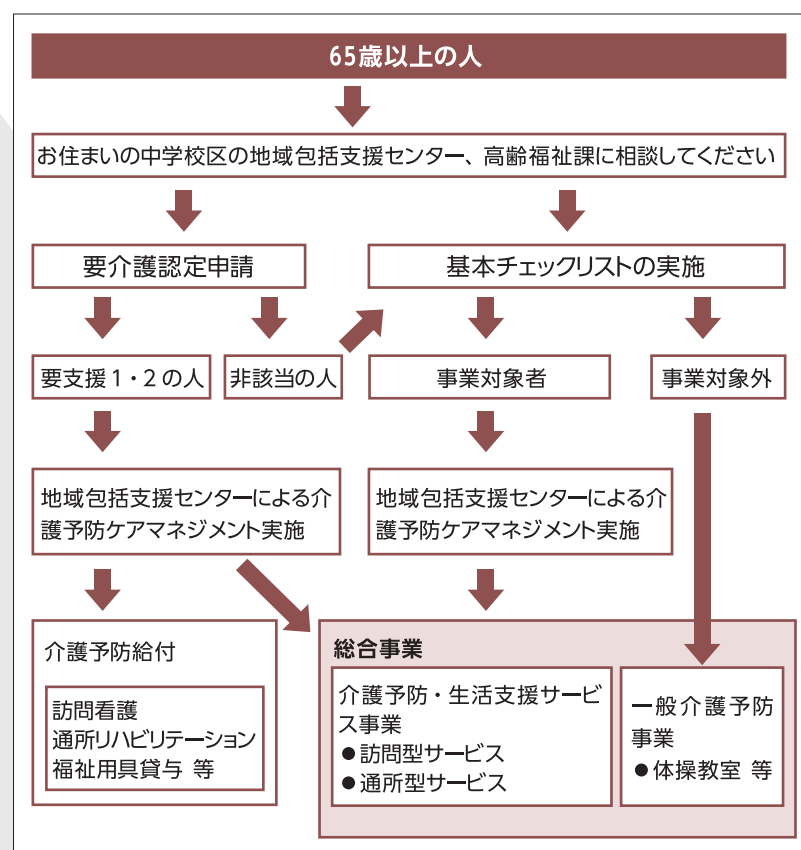
問 ▶ 高齢福祉課 (☎71)2223)

始まります

付で行っていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスも一部利用することができます。住み慣れた地域で自分らしく生活するためにも、「総合事業」を利用して、積極的に介護予防に取り組みましょう。



2 手続きの流れ



3 問合せ

中学校区	名 称	電話番号
東山	地域包括支援センターさとまち	〈96〉3512
安城北	地域包括支援センター中部	〈71〉0077
篠目	地域包括支援センター八千代	〈97〉8069
安城南	地域包括支援センター更生	〈77〉9948
安祥・明祥	地域包括支援センター	〈77〉2945
桜井	地域包括支援センター小川の里	〈73〉3535
安城西	地域包括支援センターあんのん館	〈71〉3173

※4月から、安祥中学校区の担当は「地域包括支援センター松井(☎55)5355)」に、明祥中学校区の担当は「地域包括支援センターひがしばた(☎73)8210)」に変更します。

高齢福祉課又はお住まいの中学校区の地域包括支援センターまでご相談ください。

1 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行

現在要支援1・2の人が利用している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を介護保険の総合事業へ移行し、訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイサービス）を実施します。

市独自の多様なサービスの実施
訪問型サービス・通所型サービスでは、これまでの介護予防訪問介護と介護予防通所介護と同様のサービスに加え、市独自の基準によるサービスを実施。高齢者を含めた幅広い世代の市民、事業者、団体等の活動を支援し、高齢者に対するサービスを充実します。

サービス利用手続の簡素化

介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみを利用して、引き続きサービスを利用する人や新たに総合事業のサービスのみを利用する人は、基本チェックリストで事業対象者に該当すれば、要支援認定（新規・更新）を受けずに迅速にサービスを利用できるようになります。

総合事業への移行

【平成29年3月まで】

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与等

訪問介護、通所介護

【平成29年4月から】

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与等

総合事業（要支援1・2、事業対象者）

訪問型サービス、通所型サービス

総合事業サービスの種類

種別	対象	事業内容	
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより事業対象者と判断された人	訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	通所型サービス（デイサービス）
		●介護予防訪問サービス（これまでの介護予防訪問介護と同様のサービス） ●生活支援訪問サービス（市独自の基準による訪問型サービス）	●介護予防通所サービス（これまでの介護予防通所介護と同様のサービス） ●生活支援通所サービス（市独自の基準による通所型サービス）
一般介護予防事業	65歳以上のすべての人	福祉センター、町内会等で実施する教室・講座（頭もからだもスッキリ体操、からだ☆しゃっきり体操、体操教室、まちかど講座等）	